

令和2年7月8日

グラントピア株式会社
代表取締役 佐瀬 隼平 殿

GLOBAL UNION (認証番号101)
首都圏青年ユニオン連合会
福岡県福岡市博多区博多駅東2-8-27
博多駅東パネスビル2F
執行委員長
組合員



団体交渉開催の申入れ

1 当組合が、平成30年8月20日に、貴社に対し、貴社元従業員である 氏（以下「 氏」といいます）のハラスメント被害等に関する団体交渉を申し込んでから、約2年が経過しております。

その間、貴社は、当組合からの再三に渡る団体交渉開催の要求に一切応じようとせず、自らの権利の主張ばかり繰り返されております。

当組合は、労働者の権利保護及び社会正義の実現を目的とする組織であるところ、一番の被害者である 氏の権利回復を早急に図るべく、以下の通り団体交渉開催の申し入れを行います。

2 団体交渉の申込み内容

(1) 交渉項目

- ①講習受講費用の支払い義務に関する不存在確認
- ②退職したことに伴う人員確保費用の支払い義務に関する不存在確認
- ③ハラスメント規程による精神的苦痛等により退職したことに伴う再就職までの賃金相当額及び慰謝料等の支払い要求
- ④その他、上記に関連する事項（ 氏の在職中の出勤簿と賃金台帳、御社の就業規則、賃金規程、 氏との雇用契約関係書類一式を団体交渉日までにご用意ください。）

(2) 交渉日時

以下の日程のうち、ご都合のつく日時をご指定ください。

- ① 候補日：令和2年7月13日（月曜日）から令和2年7月31日（金曜日）のいずれかの日
- ② 時間：午前11時～午後4時の間の2時間程度

(3) 開催場所： 福岡市内の貸会議室

対面での団体交渉には現在のところ 氏も参席を予定しているところ、氏と当組合の都合上、福岡市内での開催が必要不可欠となります。なお、会場については、当労働組合側にて準備をさせていただきます。

(4) 出席者

①当組合側：当組合役員若干名及び 氏本人

②貴社側： 貴社代表取締役、パワーハラスメントの当事者及び代理人弁護士等。全員のご都合が合わない場合には上記のうち一部の方の参加でも構いません。ただし、弁護士のみ出席は認められません。

3 回答期限

当組合と致しましては、すでに、労働委員会への不当労働行為救済の申立を行っておりますが、氏は、未だ穏便な話し合いによる和解を希望されておられるため、万一、貴社に当組合との団体交渉に応じるおつもりがある場合、令和2年7月10日（金曜日）までに、下記アドレスまでメールにて書面データ（PDF）を添付する方法又は書面の郵送によりご連絡下さいませよう、お願い致します。

当組合事務局メールアドレス： @free-union.jp

以上